

金融機関による情報の利活用に関する討議の整理

1. 総論

- 近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展し、金融と非金融の垣根を超えた情報の利活用により、一般事業会社やフィンテック事業者を中心に、従来は存在しなかった利便性の高いサービスが出現しつつある。
- こうした動きは、利用者利便の向上やイノベーションの促進の観点から、基本的には望ましい^(注)と考えられ、一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れなのではないか。
 - (注) ただし、情報の利活用の進展により、特定の者が金融サービスの提供を受けられなくなるなど、新たな類型の「金融排除」が生じる可能性にも留意する必要がある。
- 他方で、こうした動きを促していく上で、留意すべき点として以下があるのではないかと（下記「2.」「3.」）。
 - ・ 情報に関連するルールのあり方
 - ・ 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方
- こうした留意点を踏まえつつ、今後、金融機関による情報の利活用に関する検討を、どのように進めていくか（下記「4.」）。

2. 情報に関連するルールのあり方

- 一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関などによる情報の利活用の拡大を踏まえ、個人情報保護の観点からルールの再検討を行うことも必要ではないか。
 - ・ 事業者が蓄積した情報へのアクセス権、情報が不正確な場合の訂正権などをより広く認めるべきではないか。
 - ・ 情報の利活用の元となる情報の正確性の確保が重要である。また、不適切な利活用がなされないよう、最低限のガバナンスは必要ではないか。
 - ・ 一般利用者が、情報の利活用について「なんとなく気持ち悪い」という感覚を持つことは自然である。EU の GDPR（一般データ保護規則）は一步踏み込んでプライバシーを保護しており、こうしたルールは一般利用者の安心につながるのではないか。
 - ・ 一般利用者の情報のうち、一般利用者自身が「他者に知られたくない」としているものについては、個別に利活用を停止するよう求められるようにするとよいのではないか。

- 現行の個人情報保護法制は、情報の保護に重点を置いているように感じられる。今後は、情報の保護と利活用の両立を図っていくことが重要ではないか。
 - ・ 情報の保護と利活用を両立させる観点からは、プリンシプルベースのルールが望ましいのではないか。また、情報セキュリティや、事業者のガバナンス体制、人工知能（AI）の利用、機微な情報の取扱いのあり方などについて、（金融に限らず）分野横断的に検討していくべきではないか。
 - ・ 情報の保護のみならず、利活用にも配慮したルールとするため、情報について事業者と一般利用者それぞれが有する権利を整理していくことが必要ではないか。
 - ・ 情報を提供した一般利用者に対して、事業者が何らかのかたちで利益を還元するという考え方も重要ではないか。
 - ・ 信用情報などのように、事業者間で共有することが社会全体の効率の向上に資する情報もあるのではないか。
- イノベーションは「やってみなければわからないもの」が大半である。個人情報の保護・利活用についても、事業者にある程度裁量を与え、まずやらせてみて、問題があれば後で見直す、という発想もある程度必要ではないか。
- 情報の保護・利活用のあり方については、個人情報に限らず、企業情報についても、別途検討が必要ではないか。

3. 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

- 上記「1.」の通り、情報の利活用が社会的に進展し、金融と非金融の垣根を超えた情報の利活用も進む中、銀行や保険会社、第一種金融商品取引業者など業務範囲に関して厳格な制限が存在する伝統的な金融機関も変化を迫られている。このため、業務範囲規制について、情報の利活用の社会的な進展を踏まえた見直しを検討することが適当ではないか。
 - ・ 伝統的な金融機関による情報の利活用が進んでいないことの要因は、業務範囲規制（自体）よりも、金融機関のマインドや当局による制度の運用・監督にあるのではないか、との指摘について、どう考えるか。
- 他方で、業務範囲規制については、本スタディ・グループにおいてこれまでも議論があったように、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった趣旨が、監督の実効性にも配慮しながら確保されることが必要ではないか。

そうした点も踏まえた場合、仮に業務範囲規制を見直すこととする際、新たに認める情報の利活用の範囲について、どう考えるか。さしあたりは、金融に何らかのかたちに関連する情報の利活用とすることが適当と考えられるが、どう考えるか。

 - ・ 利益相反取引の防止については、フィデューシャリー・デューティーの観点から対応を考えればよいのであり、（利益相反取引が生じうるから）情報の利活用をすべきではない、ということにはならないのではないか。

- ・ 優越的地位の濫用については、対一般利用者では考えにくいのではないか。また、情報の利活用に関連した不公正な取引の中には、競争法によって対応できるものもあるのではないか。
 - ・ 銀行や保険会社は資金力もあるので、情報の利活用によりマーケットを支配する可能性があるのではないか。そうした点について、今後はすべて競争法により対応することとするのか、業法により対応する部分を残すこととするのか。
 - ・ 優越的地位の濫用については、非金融分野にも存在するものであり、金融分野特有の上乗せ規制は不要ではないか。
 - ・ 他業リスクについては、金融機関は一般事業会社と比較して情報管理を厳格に行ってきたことから、情報の利活用の拡大に伴う他業リスクの大幅な増大はないのではないか。また、情報の利活用の失敗による本業への影響は、本業のシステム開発の失敗による影響と大きく変わらないのではないか。
 - ・ 多様な業務を営むことによるリスク分散効果もあるのではないか。
 - ・ どういった情報の利活用なら行ってよいのかというフィロソフィーを示す必要があるのではないか。
 - ・ 情報の利活用により本業である金融サービスの高度化を図ることに違和感はない。一方、情報の利活用の延長で、(金融以外の)一般商品・サービスの勧誘を行うことには違和感がある。
 - ・ 業務範囲規制を見直すこととするのであれば、業態の個性を踏まえた本業周辺の部分とすべきではないか。
- 2016年(平成28年)の銀行法等の改正により、銀行グループが有することが可能となった高度化等会社について、保険グループにも認めるべきではないか。

4. 今後の検討の進め方

- 上記の通り、情報に関連するルールのあり方、情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方について、様々な指摘がなされているところであるが、今後の検討の進め方についてどう考えるべきか。
- 情報に関連するルールのあり方について指摘されている事項は、必ずしも金融分野に限定されるものではない。このため、(金融に限らず)分野横断的に検討することが必要ではあるが、情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方についての検討を先行させることはありうるか。
- あるいは、業務範囲規制のあり方についての検討は、情報に関連するルールのあり方についての検討が進んだ時点で、改めて行うことが適当か。
- ・ 伝統的な金融機関とそれ以外の主体が、金融の特殊性も踏まえた公正な条件の下で競争し、利便性の高い商品・サービスが生まれるような環境の整備を、スピード感を持って進めるべきではないか。
 - ・ 金融機関から具体的な要望が出てから検討する、ということではよいのではないか。

(以上)